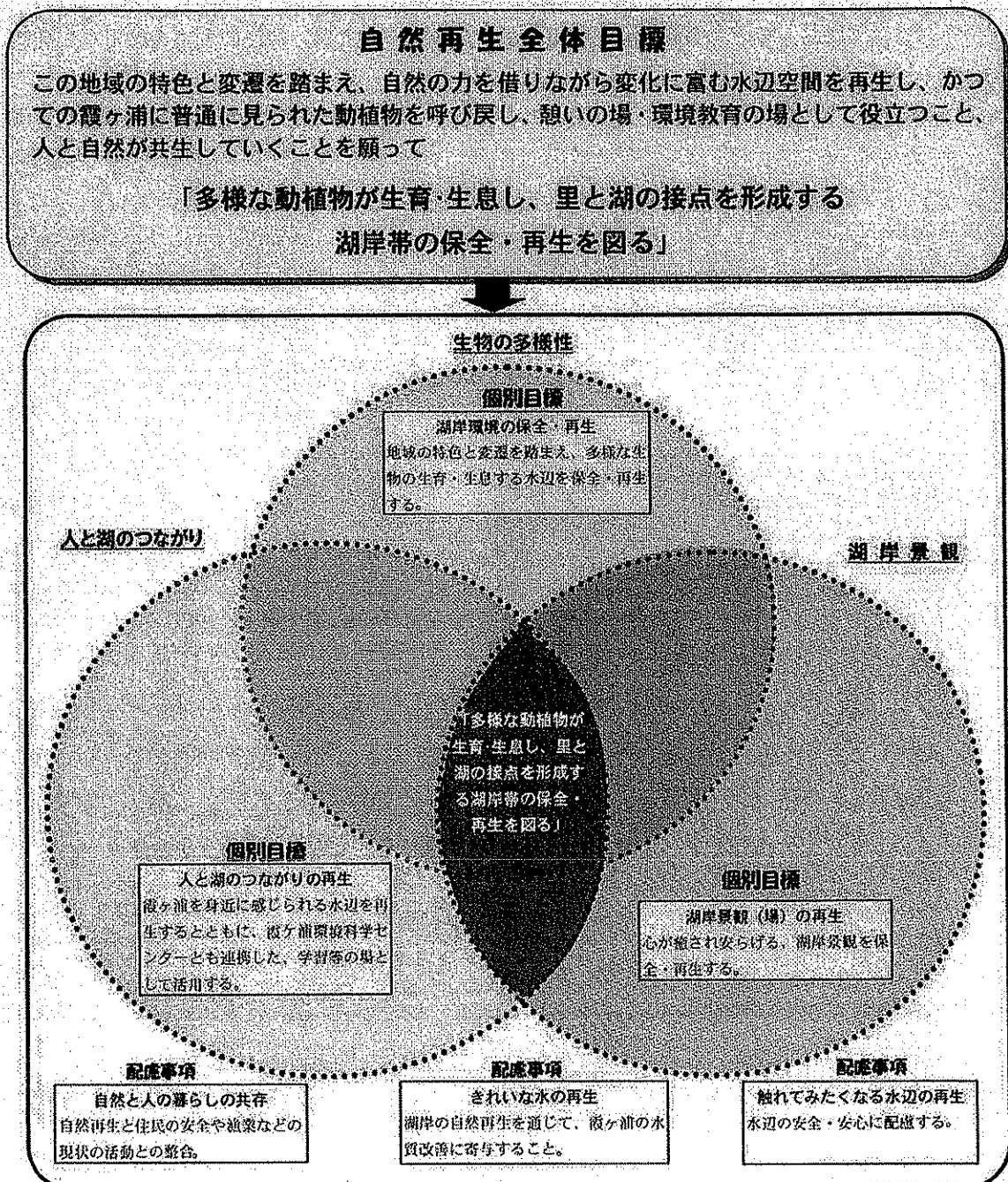


第2章 田村・沖宿・戸崎地区の自然再生目標と自然再生事業の概要

第1節 自然再生目標

田村・沖宿・戸崎地区の自然再生における自然再生目標は、対象地の現況を踏まえた上で、全ての協議会委員が共有出来る自然再生地の「目指すべき姿」を表現するものとした。

本協議会では、各委員が抱く自然再生目標を出し合っ、協議を重ねた結果、『生物の多様性』『人と湖のつながり』『湖岸景観』の3つの観点から「自然再生全体目標」及びそれを実現するための「個別目標」を設定し、自然再生の実現に取り組んでいくものとした。さらに、事業の実施に際して、常に念頭に置くべき事項を3つの「配慮事項」として整理した。



田村・沖宿・戸崎地区の自然再生目標

第2節 自然再生事業の概要

自然再生事業の概要には、自然再生全体目標の柱をなす3つの個別目標を達成するための施策を事業内容と記すこととし、 具体的な施策については自然再生実施計画書で明記することとした。

自然再生全体目標

この地域の特色と変遷を踏まえ、自然の力を借りながら変化に富む水辺空間を再生し、かつての霞ヶ浦に普通に見られた動植物を呼び戻し、憩いの場・環境教育の場として役立つこと、人と自然が共生していくことを願って

「多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する

湖岸帯の保全・再生を図る」

■自然再生事業の概要

個別目標

湖岸環境の保全・再生

地域の特色と変遷を踏まえ、多様な生物の生育・生息する水辺を保全・再生する。

人と湖のつながりの再生

霞ヶ浦を身近に感じられる水辺を再生するとともに、霞ヶ浦環境科学センターとも連携した、学習等の場として活用する。

湖岸景観（場）の再生

心が癒され安らげる、湖岸景観を保全・再生する。

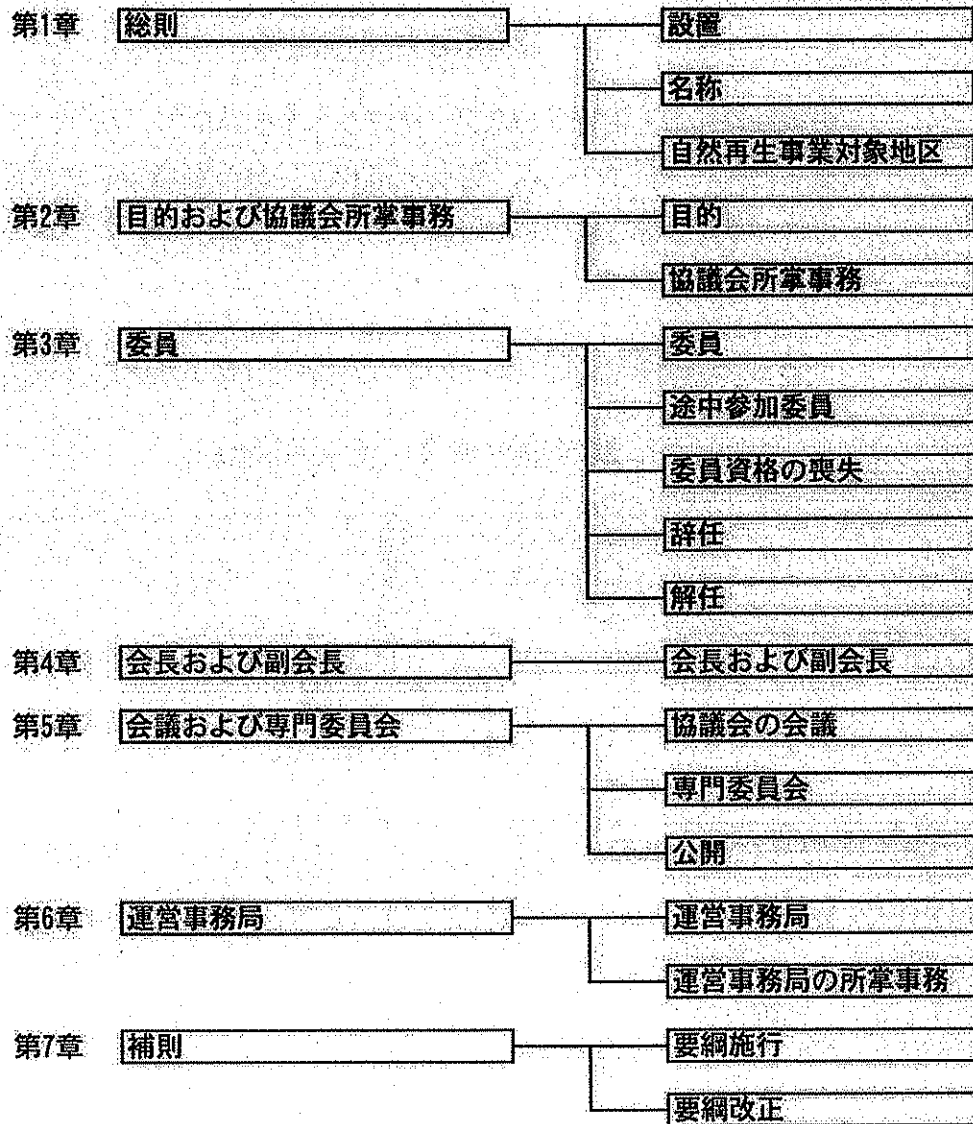
達成するための施策

※具体的な施策内容は、自然再生実施計画書で明記する。

第3章 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の組織及び役割分担

第1節 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会設置要綱

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会設置要綱



霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会 設置要綱

第1章 総則

(設置)

第1条 霞ヶ浦(西浦)中岸の湖岸域に係る自然環境の再生を図るため、自然再生推進法(平成14年法律第148号)第8条に基づく自然再生協議会を設置する。

(名称)

第2条 設置する自然再生協議会の名称は、霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会(以下「協議会」という)とする。

(自然再生事業対象区域)

第3条 協議会が対象とする自然再生事業対象区域は、霞ヶ浦(西浦)中岸の田村揚排水樋管から戸崎1号排水樋管に至る区間(概ね西浦中岸6.0km~9.5kmの区間)の湖岸域とする。
2 前項に掲げる区域を田村・沖宿・戸崎自然再生地(以下「自然再生地」という)と称する。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目的)

第4条 協議会は、自然再生地における自然再生事業(以下「自然再生事業」という)の実施にあたり、その構想を作成し、自然再生事業に関する実施計画の案について協議し、及び自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(協議会所掌事務)

第5条 協議会は、次の事務を行う。

- (1) 自然再生地に係る自然再生全体構想を作成すること。
- (2) 自然再生地に係る自然再生事業実施計画の案について協議すること。
- (3) 自然再生地における維持管理及び改良を含む自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。

第3章 委員

(委員)

第6条 協議会は、次の各項について選出される委員をもって構成する。

- (1) 自然再生事業に参加しようとする茨城県内に在住若しくは在勤する個人、又は茨城県内に活動の根拠を置く法人若しくは団体の代表者
- (2) 自然再生地に係る土地所有者等であって、自然再生事業に参加しようとする者
- (3) 自然再生地を含む霞ヶ浦の自然環境に関して専門的知識を有する者
- (4) 自然再生地を行政範囲に含む茨城県、土浦市及びかすみがうら市の職員

- (5) 自然再生地の管理に携わる国土交通省及び独立行政法人水資源機構の職員
2. 前項第1号に係る委員の選出は公募による。
3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、協議会の設立時に委員であった者の任期については、この要綱を定める日から平成18年3月31日までとする。

(途中参加委員)

- 第7条 協議会には、前条による委員のほか、途中参加委員を加えることができる。途中参加委員の任期は第6条に定める委員の残任期間に同じとする。
2. 協議会の委員から推薦された者は、第12条に定める協議会の会議における合意を経て途中参加委員となることができる。
 3. その他途中参加委員となることを希望する者は、第15条に定める運営事務局に対しその意思表示を行い、第12条に定める協議会の会議における合意を経て、途中参加委員となることができる。

(委員資格の喪失)

第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡若しくは失踪の宣告、又は委員が属する団体若しくは法人の解散
- (3) 解任

(辞任)

第9条 委員は、やむを得なき事由ある場合は、辞任することができる。なお、辞任しようとする者は、第15条に規定する運営事務局に連絡しなければならない。

(解任)

- 第10条 協議会の名誉を傷つけ、又は協議会の目的、自然再生推進法若しくは同法第7条に規定する自然再生基本方針に反する行為があった場合には、協議会は、第12条に規定する協議会の会議における出席委員の過半数の賛同を経て委員を解任することができる。
2. 解任の決定を踏るに先立ち、解任されようとする者には、協議会の会議において弁明の機会が与えられなければならない。

第4章 会長及び副会長

(会長及び副会長)

- 第11条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。
2. 会長及び副会長の選出は委員の互選による。
 3. 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
 4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合は職務を代行する。

第5章 会議及び専門委員会

(協議会の会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集する。

- 2 会長は会議の議長となる。
- 3 議長は、会議の進行に際して専門的知識を有する者の意見を徴することが妥当と認める場合又は委員から専門的知識を有する者からの意見聴取の発議があり、かつ会議における合意を得た場合には、専門委員会を設置し、会議のほかに専門的協議を行うよう要請することができる。

(専門委員会)

第13条 専門委員会の委員は協議会の委員のうちから選任する。

- 2 議長は専門委員会の委員長1名を指名する。委員長は専門委員会を統轄するとともに、副委員長1名を指名してその補佐を受ける。
- 3 専門委員会は、付託された専門事項について協議し議長に報告する。
- 4 専門委員会は、必要と認める場合、委員でない専門的知見を有する者の出席を求めて意見を徴することができる。

(公開)

第14条 協議会の会議は公開を原則とする。

- 2 会議の開催に関する事項及び議事要旨等については、霞ヶ浦河川事務所ホームページに掲載することにより公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

第15条 協議会の会務を円滑に処するため、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所に運営事務局を置く。

- 2 協議会の委員は運営事務局の事務に参加することができる。

(運営事務局の所掌事務)

第16条 運営事務局は、次に掲げる事項に関する事務を行う。

- (1) 会議等（専門委員会を含む。以下同じ）の開催、協議及び進行その他に関する事項
- (2) 会議等の議事録及び議事要旨の作成並びにその公開に関する事項
- (3) その他協議会の運営に関し、会長が必要と認める事項